	一	二	三
第一欄	改正前国共済年金の退職共済年金の額の計算の基礎となる昭和六十年改正法附則第二十八条第二項第四号に掲げる期間と合算する期間	改正前地共済年金の退職共済年金の額の計算の基礎となる昭和六十年改正法附則第二十八条第二項第四号に掲げる期間と合算する期間	改正前私学共済年金の退職共済年金の額の計算の基礎となる昭和六十年改正法附則第二十八条第二項第四号に掲げる期間と合算する期間
第二欄	令和三年十一月以後に相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあっては、昭和二十九年一月以後の相手国期間（ドイツ協定実施特例法第七十九条の規定により読み替えられた改正後協定第百二十一条第一項に規定する相手国期間をいう。）を有する者が昭和六十一年経過日前に受給権を取得した者その他政令で定める者であって、同日において国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者であるもの（ドイツ協定実施特例法第七十九条の規定により読み替えられた改正後協定第百二十一条第一項に規定する相手国期間をいう。）を有する者その他政令で定める者であって、同日において国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者であるもの	昭和三十七年十二月以後の相手国期間（ドイツ保険料納付期間をいう。）を有する者が昭和六十一年経過日前に受給権を取得した者その他政令で定める者であって、同日において国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者であるもの（ドイツ保険料納付期間をいう。）を有する者その他政令で定める者であって、同日において国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者であるもの	昭和二十九年一月以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあっては、昭和二十七年十二月以後の相手国期間（ドイツ協定実施特例法第七十九条の規定により読み替えられた改正後協定第百二十一条第一項に規定する相手国期間をいう。）を有する者その他政令で定める者であって、同日において国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者であるもの（ドイツ協定実施特例法第七十九条の規定により読み替えられた改正後協定第百二十一条第一項に規定する相手国期間をいう。）を有する者その他政令で定める者であって、同日において国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者であるもの

（退職共済年金の受給権者の配偶者に係る老齢基礎年金の振替加算等の額の計算の特例に関する経過措置）

第百二十一条　第百十九条第一項又は前条第一項の規定により読み替えられた改正後協定実施特例法の規定により支給する老齢基礎年金の振替加算等の受給権を有する者の配偶者が昭和六十一年経過措置政令第二十六条各号に掲げる退職共済年金のうち、次の表の第一欄に掲げるもの（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前協定実施特例法の規定、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前協定実施特例法の規定又は平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものに限る。）の受給権者であるときは、改正後協定実施特例法第十三条第一項第一号の期間比率は、同条第二項第一号の規定にかかわらず、同欄に掲げる退職共済年金の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる期間の月数を、同表の第三欄に掲げる月数で除して得た率とする。

	一	二	三	四	五	六
第一欄	改正前国共済年金の退職共済年金（国共済法第二十三条第一項及び第二項に規定する第一号被保険者としての被保険者期間に基づくものに限る。）	改正前国共済年金のうち退職共済年金（国共済法第二十二条第一項第一号、第二項及び第四項に規定する第一号被保険者としての被保険者期間に基づくものに限る。）	改正前地共済年金のうち退職共済年金（地共済法第八条第一項に規定する組合員期間に基づくものに限る。）	改正前地共済年金のうち退職共済年金（地共済施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けることにより支給されるものに限る。）	改正前地共済年金のうち退職共済年金（地共済施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けることにより支給されるものに限る。）	改正前地共済年金のうち退職共済年金（地共済施行法第十条第二項（地共済施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けることにより支給されるものに限る。）
第二欄	当該退職共済年金の国共済法第八条第一項に規定する組合員期間を月数に換算して得た月数	当該退職共済年金の国共済法第九条各号に掲げる期間を合算した月数と同項に規定する組合員期間の月数とを合算した月数	当該退職共済年金の地共済法第八条第一項に規定する組合員期間を月数に換算して得た月数と同項に規定する施行日前の組合員期間の月数とを合算した月数	当該退職共済年金の地共済法第八条第二項に規定する施行日前の組合員期間を月数に換算して得た月数	当該退職共済年金の受給権者の地共済施行法第十条第一項各号に掲げる期間を合算した月数と同項に規定する組合員期間の月数とを合算した月数	当該退職共済年金の受給権者の地方公務員共済組合の組合員期間の月数に地共済施行法第十条第二項に規定する特定事務従事者であった期間の月数から十二を控除した月数を入算することとした場合のその算入後の月数
第三欄	二百四十	二百四十	地共済施行法第八条第一項の表の中欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年数に十二を乗じて得た月数	地共済施行法第八条第二項の表の中欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年数に十二を乗じて得た月数	二百四十	二百四十